

(社) 日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会
第14回 LLW廃棄体等製作・管理分科会 (F9Ph2SC) 議事録

1. 日時 2009年5月14日 (木) 13:30~16:15

2. 場所 日本原子力技術協会A・B会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

(出席委員) 阿部(主査), 岡本(副主査)(15:00から退席), 片寄(幹事), 大浦, 柏木, 坂下, 櫻井, 武部, 目黒, 中瀬, 水越, 宮本(13:35から出席)(12名)

(代理出席委員) 伊藤(河西代理), 鈴木(三本木代理)(2名)

(欠席委員) 中山, 土生, 東(3名)

(常時参加者) 伊藤(河西代理), 御子柴, 水井, 大内, 北島(5名)

(欠席常時参加者) 大間, 熊野, 藤井, 三根, 杉山, 菊池, 中山, 小倉(8名)

(傍聴) 森山, 前田, 川俣, 石橋, 吉田, 鯉淵, 中村, 小林(8名)

(事務局) 谷井

4. 配付資料

F9Ph2SC14-1 第13回 LLW 廃棄体等製作・管理分科会議事録案

F9Ph2SC14-2-1 標準委員会の活動状況

F9Ph2SC14-2-2 標準委員会規約類改訂(案)

F9Ph2SC14-2-3 原子燃料サイクル専門部会の2009年度活動計画(案)

F9Ph2SC14-3-1 「余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件(案)」標準案の標準委員会書面投票の喜多尾委員からのコメントへの対応案について

F9Ph2SC14-3-2 「余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件(案)」標準案の標準委員会書面投票時のコメントへの対応案について

F9Ph2SC14-3-3 「余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件(案)」標準案の標準委員会書面投票のコメントへの対応案(標準委員会書面投票資料との新旧比較)

F9Ph2SC14-3-4 標準委員会書面投票コメント反映後の標準本体(容器に封入、固型化)の規定内容一覧

F9Ph2SC14-3-5 「余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件(案)」標準案(書面投票コメント反映案)

F9Ph2SC14-3-6 「余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件(案)」の標準委員会の書面投票結果及びその対応について

F9Ph2SC14-4-1 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び品質確認方法(仮称)の標準構成案

F9Ph2SC14-4-2 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び品質確認方法(仮称)の1章~3章案

F9Ph2SC14-4-3 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び品質確認方法(仮称)の

4 章案

F9Ph2SC14-4-4 附属書 B, C, D 案

F9Ph2SC14-5 「LLW 廃棄体等製作・管理分科会」の予定案

F9Ph2SC14-参考 1 附属書 A (参考) 埋設廃棄物に要求される技術要素と技術的要件

5. 議事

(1) 出席委員の確認

事務局より、開始時に 13 名の委員の出席があり、分科会成立に必要な委員数 (12 名以上) を満足している旨の報告が行われた。

(2) 前回議事録 (案) の確認 (F9Ph2SC14-1)

事務局より、第 13 回 LLW 廃棄体等製作・管理分科会の議事録 (案) が紹介され、承認された。

(3) 標準委員会の活動について (F9Ph2SC14-2)

事務局より、標準委員会の活動状況について、説明が行われた。

(4) 「余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件 (案)」の標準委員会書面投票への対応について

中瀬委員より、資料 F9Ph2SC14-4-1, 2 及び 4 を用いて、標準委員会書面投票における反対意見への対応案の説明がなされ、引き続き、中瀬委員より、資料 F9Ph2SC14-4-3, 5 及び 6 を用いて、前回の分科会後に加えた主な修正ポイントについて説明がなされた。これらの修正案について検討した結果、「序文」及び「適用範囲」に関して、下記の修正を行い専門部会へ諮ることが了承された。

－「序文」に関して、現状の修正案では、第一種埋設対象廃棄物も含む全ての廃棄物が、第二種埋設事業規則に該当すると受け取られてしまうこと、また、第 2 パラグラフにおける“放射性廃棄物の処理及び容器製作の規定が必要”の記載は規定内容が限定されることから、これらの表現を適正化すること。

－「適用範囲」に関しては、改訂した内容では範囲が狭められる (処理・容器・製作管理の 3 件に絞られてしまっている) こととなり、逆に、詳細に記載すると目次全てを記載するようなこととなるため、元々の記載内容や後段の規定内容とのつながりを考慮して、“廃棄体の製作において考慮すべき基本的な要求事項を規定する。”と修正することとした。また、除外規定は、必ず除外するわけではなく、将来取り込む計画であることから、JISZ8301 に従い本体ではなく解説に課題点や議論のポイント等として記載することとした。

その他、主な質疑応答を以下に示す。

- ・ 資料 F9Ph2SC14-3-3 の 81 頁の表下部の埋設事業規則第二号、第三号及び第六号に対する表現は、「本標準の適用対象外とする」の方が適切である。

(5) トレンチ処分対象廃棄物の標準構成案及び 1 章～4 章案について

片寄幹事より、資料 F9Ph2SC14-4-1 から 4 を用いて、トレンチ処分対象廃棄物の標準構成案及び 1 章～4 章案の説明がなされ、概ね了承された。以下に、主な質疑応答を示す。なお、コメントがある場合は、今月中に片寄幹事に連絡することとした。

- ・ トレンチ処分対象廃棄物は、「容器に封入しておらず」と埋設事業規則にあることから、金属コンテナ（実用炉規則上は、廃棄物を封入する容器に使用している容器と同等のもの）に廃棄物を収納するこん包に関して、「容器に封入」とならないように、定義に注記している内容を踏まえ、今後、適切な定義の検討を進めていくこととした。
- ・ 本標準は、適用範囲にあるように、解体廃棄物と運転廃棄物の双方を対象としているが、現在の内容としては、解体廃棄物を中心に記載されているため、運転中の廃棄物も対象としていくことが分かるように記載の工夫が必要。
- ・ 廃棄物埋設確認申請書は、埋設事業者が申請するが、廃棄物発生者が作成するように受け取られるため、発生者から情報が申請者に渡されることが分かるよう記載に配慮すること。
- ・ 取扱い単位の区分や取扱い区分単位などの複数の形で使用されている用語を統一すると共に、単位の考え方（飛散防止する単位、評価単位、申請単位など）が、よりイメージし易いように整理する必要がある。（例えば、例示するなど）

（6）今後の分科会の予定について

片寄幹事から、資料 F9Ph2SC14-5 を用いて、本分科会の今後の予定について説明された。また、主査より、L1 廃棄体の品質確認の標準に関しても、忘れずに本報告に向けた検討を進めてゆきたいとの意向が示された。

6. その他

次回分科会は、平成 21 年 7 月 9 日（木）午後に仮決めされた。

以 上